

# 商品概要説明書

福島銀行

(平成29年7月1日現在適用中)

1. 商品名	いつでもどこでも支店株主優遇定期預金「みんなの尾瀬」									
2. お取扱期間	平成29年7月1日～平成30年6月29日									
3. お取扱対象先	当行の株式を1,000株以上所有しており（株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）以降は100株以上保有の本人）（法人および個人のお客様、新規購入の方を含む）、尾瀬の環境保護の趣旨に賛同いただける個人の方で、当行ホームページ上の「いつでもどこでも支店」に総合口座普通預金を開設している20歳以上のお客様（新規開設含む）									
4. 預入期間	1年（単利型） 自動継続（元金継続・元利継続）でのお取扱となります（ただし預入金額1,000万円は元金継続のみ）。									
5. 預入方法 (1) 預入方法	一括預入方式 ・いつでもどこでも支店総合口座普通預金からのみ預入可能です。 ・通帳、証書の発行はございません									
(2) 預入金額	10万円～1,000万円									
(3) 預入単位	1円									
(4) 預入限度額	1,000万円									
6. 払戻方法	満期日以後にお客様からのお申出により、一括してお支払（いつでもどこでも支店総合口座普通預金に入金）します。									
7. 利息・利率 (1) 適用利率	金額に関係なく一律・・・「みんなの尾瀬」通常金利+年0.20%									
(2) 期間内利息	単利かつ固定方式									
(3) 期間後利息	満期日時時点の「みんなの尾瀬」の通常金利で自動継続します。									
(4) 利払方法	満期日に一括してお支払します。									
(5) 計算方法	付利単位を1円とした、1年365日とする日割計算									
8. 税金	・分離課税 お利息に20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%+住民税5%）の税金がかかります（平成49年12月31日まで適用）。 ・マル優ご利用の場合は非課税になります。									
9. 手数料	—									
10. 預入期間中の中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前の解約は原則できません</li> <li>・やむを得ず中途解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数及び預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切り捨て）によって計算します。ただし、普通預金の利率を下回らないこととします。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">中途解約日 までの預入期間</th> <th style="text-align: center;">期間</th> <th style="text-align: center;">1年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6ヶ月未満</td> <td></td> <td style="text-align: center;">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6ヶ月以上1年未満</td> <td></td> <td style="text-align: center;">預入日の「みんなの尾瀬」通常利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日 までの預入期間	期間	1年	6ヶ月未満		解約日の普通預金利率	6ヶ月以上1年未満		預入日の「みんなの尾瀬」通常利率×50%
中途解約日 までの預入期間	期間	1年								
6ヶ月未満		解約日の普通預金利率								
6ヶ月以上1年未満		預入日の「みんなの尾瀬」通常利率×50%								
11. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。									
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お預入いただいた定期預金の年度末残高の0.01%に相当する金額を、当行が「尾瀬保護財団」に寄付し、お客様と当行が力を合わせて尾瀬の環境保護を支援する定期預金です。</li> <li>・通帳・証書は発行いたしません。</li> <li>・お取引内容はいつでもどこでも支店インターネットバンキングサービスをご確認ください。</li> <li>・当行本支店窓口、ATMでのお取引はできません。</li> <li>・元金・利息のお取扱については、元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日が銀行休業日の場合は、指定口座より払戻ができるのは翌営業日以降となります。</li> </ul>									
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772									